

和泉シティプラザ ファイアウォール機器更新及び保守業務委託入札要項（郵便入札）

【1. 公募型指名競争入札に付する事項】

1. 件名

- ① 和泉シティプラザ ファイアウォール機器更新業務委託
- ② 和泉シティプラザ ファイアウォール機器保守業務

※本入札は、「物品調達・設定」及び「保守契約」を一括して執行するもの。

2. 履行場所

和泉シティプラザ（和泉市いぶき野五丁目4番7号）

3. 契約期間

- ① 契約締結日 ～ 令和9年1月31日
- ② 令和9年2月1日～令和14年1月31日
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4. 入札方法

公募型指名競争入札（郵便入札）

- (1) 本入札は郵便入札にて執り行う。
- (2) 入札参加者は、本市ホームページ掲載の「和泉市建設工事等における入札実施要綱」、「郵便入札について」を熟読のうえ、配達指定日に到達するよう入札書等を書留により郵送すること。

5. 入札書記入

消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、業務に必要な一切の諸経費を含め、見積った下記の合計金額（消費税及び地方消費税額相当額を除く）を入札書に記載すること。

また、入札書に記載の内訳も記載すること。

- ① 和泉シティプラザ ファイアウォール機器更新業務の総額
- ② 和泉シティプラザ ファイアウォール機器保守業務（5年分）

上記の総額を60ヵ月で割った1か月あたりの額

6. 入札予定価格

- ① 和泉シティプラザ ファイアウォール機器更新業務委託
総額 1,578,000 円（税抜）
月額 26,300 円（税抜）
- ② 和泉シティプラザ ファイアウォール機器保守業務（5年分）
総額 2,583,600 円（税抜）
月額 43,060 円（税抜）

※1か月あたりの費用を比較するため、本入札の予定価格は上記月額換算の合計金額とする

※入札金額は、上記内訳①～②の月額をそれぞれ超えない金額を明示すること

7. 仕様書等関係図書配布

(1) 配布方法

和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード

(2) 配布資料

ホームページに記載のとおり

8. 郵送書類及び郵送方法

(1) 郵送書類

入札書（入札参加資格確認申請書兼誓約書に記載されたメールアドレス宛に送付）

(2) 郵送方法

所定の事項を全て記入・押印し、入札書等郵送用指定封筒（入札参加資格確認申請書兼誓約書に記載されたメールアドレスあてに配布した当該案件用の封筒データにて作成）に(1)の書類を同封の上、次の①～③のいずれかの方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。

①一般書留の配達日指定郵便

②簡易書留の配達日指定郵便

③一般書留の配達時間帯指定郵便（午前8時～正午）

9. 配達指定日

令和8年12月2日(水)

(1) 「【1. 公募型指名競争入札に付する事項】 8. 郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札は、無効とする

(2) 配達指定日以外に到着した入札は、無効とする

【2. 入札に参加するものに必要な資格】

入札に参加するものは、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

(1) ファイアウォール機器を設置した実績を有すること（機器は購入・リース問わず）。ただし、実績は平成28年4月1日以降の契約でかつ、契約し納品まで完了したものに限る。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(5) 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年制定）に基づく指名停止などを、本業務の申請日時点から入札日までの間で受けていないこと。

(6) 法令違反により大阪府から参加停止措置を本業務の申請時点で受けていないこと。

- (7) 事業者、事業者の役員又は従業員（以下「事業者関係者」という。）が公表日から過去 10 年間にかけ、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者でないこと。
- (9) 市税の滞納していない者（和泉市内に本店、支店又は営業所等が存在する場合）。
- (10) 和泉市における令和 8 年・9 年度の入札参加資格を有していること。

【3. 入札参加申請の提出期間及び場所】

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和 8 年 11 月 5 日（木）から令和 8 年 11 月 12 日（木）正午まで

(2) 提出先

〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

和泉市教育委員会 生涯学習推進室生涯学習担当

(3) 提出書類

①入札参加資格確認申請書兼誓約書

②「【2. 入札に参加するものに必要な資格】(1)」の実績を証明するもの（契約書の写し等）

(4) 提出方法

直接持参または郵送（簡易書留）とする。

* 郵送（簡易書留）の場合は提出期間内必着（着払不可）とする。

【4. 通知日時及び方法】

「【3. 入札参加申請の提出期間及び場所】(3)」の書類を提出した者には、公募型指名競争入札指名通知書を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった申請者に対しては、その旨等を通知する。

(1) 通知日時

令和 8 年 11 月 12 日（木）

(2) 通知方法

入札参加資格確認申請書兼誓約書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

【5. 質疑書の提出期間及び方法】

質疑がある場合、下記の方法で提出すること。また質疑がない場合もその旨記載し提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 11 月 20 日（金）正午まで

(2) 提出書類

質疑用紙

(3) 提出方法

電子メール（shougai@city.osaka-izumi.lg.jp）まで提出する。

質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

【6. 質疑書回答の日時及び方法】

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

(1) 通知日時

令和8年11月26日（木）

(2) 通知方法

入札参加資格確認申請書兼誓約書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。なお、辞退の意を示した者等へは回答しない。

【7. 入札（開札）の日時及び場所】

(1) 入札（開札）日時 令和8年12月3日(木) 午前10:00 から

(2) 入札（開札）場所 和泉市府中町2丁目7番5号
和泉市役所 本館5階 5A会議室

【8. 落札者の決定】

(1) 入札予定価格の制限の範囲内（入札最低制限価格を設けた場合は、入札予定価格と入札最低制限価格の範囲内。以下同じ。）で最低価格の入札者を落札者とする。入札は1回限りとし、入札比較価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、不調とする。

(2) 入札比較価格の制限の範囲内で、落札者となるべき同価格の入札者が2名以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

【9. 契約金額の決定】

入札書に記載された金額に基づき、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって契約金額とする（ただし、端数は円未満切捨て）。

【10. 契約保証金】

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、和泉市財務規則第104条に該当する場合は免除する。

【11. 違約金の徴収】

落札者が契約を締結しないときは、和泉市財務規則第95条の2第2項により落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

【12. 契約の締結】

- (1)落札者は、落札決定日から7日以内に契約を締結しなければならない。7日以内に契約締結しない場合は、契約締結の意思なきものとして、落札者としての権利を失う。
- (2)落札者は、契約締結までに和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年制定）に基づく指名停止措置要件に該当した場合、落札者としての権利を失う。

【13. 契約代金等の支払い方法】

検査合格後、落札者から成果物の引渡しを受け、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

【14. 入札保証金に関する事項】

要（ただし、和泉市財務規則第90条第2号又は第3号に該当する場合は免除とする）

【15. 入札の辞退】

入札の辞退においては、配達指定日までに辞退届を提出すること。

【16. 入札の延期、中止】

郵便事情等による事故、不正な行為又は災害その他必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることがある。

【17. 入札の無効】

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 設計図書等の配付を受けていない者のした入札
- (3) 一枚の指定封筒に、複数の入札案件の入札書等を同封した入札
- (4) 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札
- (5) 入札書等の記載が不明瞭なもの及び記名押印を欠く入札
- (6) 入札書記載の金額を訂正した入札
- (7) 「【1. 公募型指名競争入札に付する事項】 8. 郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札
- (8) 配達指定日以外の日に到達した入札（入札を延期した場合を除く。）
- (9) 指定封筒に件名、差出人名等が記載されていないもの、件名が確認できないもの又は指定封筒に登録印で封かん（割印）のないもの
- (10) 指定封筒記載の件名、差出人名と同封された入札書の件名、商号又は名称が相違するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反してなされたもの

【18. 入札の失格】

次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (2) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (3) 入札執行者及び職員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
- (4) 事前公表された予定価格を上回る価格の入札
- (5) その他入札執行者において失格と認めた入札

【19. 異議の申立て】

入札参加者は、入札後、仕様書、現場等についての不明または錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。また、郵便事情等により入札書等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

【20. 適用法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び和泉市財務規則

【21. 失格事項】

次の事項に該当した者は原則失格として扱い、本入札の参加資格を失うものとする。

- (1) 入札参加資格確認申請書兼誓約書等を指定された期限までに提出することができなかった者
- (2) 参加資格確認結果通知書で入札参加資格を有と認められなかった者
- (3) 和泉市の指示に従わなかった者
- (4) [2 入札に参加する者に必要な資格] の条件を満たさなくなった者

【22. 特記事項】

落札業者は、入札金額を算出した根拠資料を入札終了後提出すること。なお、様式については任意であるが、内容が明確なものであること。

【問い合わせ】

〒594 8501 大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

和泉市教育委員会生涯学習推進室生涯学習担当 担当：泉谷・小谷・河野

TEL：0725-99-8161

e-mail：shougai@city.osaka-izumi.lg.jp